

一 天保十四年十二月 群馬郡足門村の百姓一四人伊勢参宮

許可願い〔B〕

乍レ恐書付ヲ以御願奉ニ申上ニ候

群馬郡足門村

伊勢参宮ニ付願人

金左衛門 倅

金 六

孫 十

美喜 蔵

種 蔵

勝五郎

藤兵衛 倅 七 蔵

嘉市 倅 力 蔵

代 助

權 蔵

伊七 倅 勘兵衛

淀九郎

庄助 倅 孫 七

藤兵衛 倅 庄九郎

平四郎

一 右名前之者一統大願ニ付、伊勢「参宮」仕度奉ニ願上ニ候、依御
聞濟ニ被ニ下置ニ候上ハ、当十八日出立、伊勢・京・大坂・奈
良・「高野・吉野、其外所々神社仏闕」^(闕)拜礼仕、立戻り之義ハ、
来春二月上旬ニ「帰村仕度与奉レ存候、右前書奉ニ申上ニ候通」御
聞濟被ニ下置ニ候ハ、難^{ありがたきしあわせ}有仕合奉レ存候、以上

群馬郡足門村

天保十四年卯十二月

願人惣代

組頭金左衛門 倅

金 六 ^(印)

地方

御役所

右之通相違無ニ御座ニ候ニ付、奥書印形仕「奉ニ差上ニ候、以上

名主

庄兵衛 ^(印)